

令和2年度第12回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年3月9日(火) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	辻 政幸	花田 和幸	木原 緑
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門	

(2) 欠席委員 1名

村田 和久

4. 委員会に附した議案

議案第 39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 40号 農用地利用集積計画(所有権の移転)の決定について
議案第 41号 農用地利用集積計画(農地中間管理権の取得)について
議案第 42号 農用地利用配分計画案について

5. 事務局出席者

秋武 重成 久留 智美 中井 優介

議長 それでは定刻前ですけれども全員揃っておりますので、ただ今より第12回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 議事に入ります前に本日の議事録署名人を5番の廣渡委員、6番の山田委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入らせていただきます。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは1ページをお開きください。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和3年3月9日提出 岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回1件の申請があがっております。譲受人と譲渡人は議案に記載の通りで申請地は1筆です。場所が糠塚の1256番1、地目が畑、面積が760㎡、区分が農振白地。権利内容が賃借権の設定で、転用目的が陸砂採取の一時転用となっております。場所についての地図を2ページに載せております。場所としましては黒山の三叉路から松原沿いに芦屋町の方へ抜ける道を行っていただいて、日本ファインテックという工場のそばとなっております。現地の写真を3ページと4ページに載せております。現状は写真の通り畑地として利用されているような状況です。今回の計画図を5ページから7ページにかけて載せております。申請地の周りに保安距離として2m安全帯をとったうえで砂を採取する予定で最大で4.7m掘る計画となっております。また粉塵が飛ぶのを防ぐために、土地の周りに高さ1.8mの防止用の柵を設置する予定となっております。それでは別紙でお配りしております許可基準のチェック表をご覧ください。1.立地基準についてですが、こちら第2種農地という事でこちらに○をしております。続いて2.一般基準、1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無につきましては提出された資金計画書と預金の残高証明書から問題なしとしています。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については提出された登記簿から所有者を確認しておりますので問題なしとしています。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みにつきましては提出された事業計画書から許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としています。4 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み。こちらについては今回の砂利の採取計画を県に申請を出されてあります。その写しをいただいておりますので問題なしということで○としております。6 転用計画面積の妥当性、こちらについては先ほどの図面の通り土地全体を使うものという計画になっておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無。こちらについては提出された被害防除計画そして水利承諾書から問題なし、また粉塵を防ぐための板も周りに設置する予定となっておりますので○としています。9 一時転用である場合の現状回復の确实性。こちらについては転用許可後、砂利採取が終わった後の作付計画書を出していただきまして、キャベツ等を作付けするという事で出ておりますので○としております。39号の説明は以上です

議長 これ、私の地元でありますので意見を述べさせていただきますけれども、この東興商会という業者も山砂取りはこの地域の中で50年以上取っております。皆さんも委員の長い方は何回か見に行かれたと思いますけれども、今のところ50年に渡って小さな問題はありますけれども、周囲に迷惑をかけるとか他の方に迷惑をかけるとかそういう形のものはありません。ですので砂取り、この問題に関しては問題ないのではないかという風に考えております。地元からは以上ですけれども、何か委員さん、ご質問ご意見等ございましたら。はい、木原委員。

木原委員 質問なんですけれども、今は一般の畑になっている所もその地下というかそのそういう良質の砂があるというのは、もうそのあたり一帯は分かっていることなんですかね。

議長 はい。今のこの形についてはですね、三里松原のすぐ隣になるんですよ。で、もう砂はありますし、その周辺もかなり取っております。その砂そのもののある場所は、あるという事は分かっておりますので。

木原委員 はい、わかりました。そしてその後ですね。復旧するという事なんですけれども、そのあたりそこに現状復帰した後にキャベツを植えるという事なんですけど、そんなに4.7mも掘った後にまた違う土を埋めて、そしてという事なんですか。現状復帰というのは。

議長 はい。そういう事ですね。で、他の所もこれは面積が760㎡で非常に狭いんですけれども、今までは面積2町とか3町とかいう形の中でもやっておりますし、その後埋め立てて造り土を上に入れて、そして今でも野菜を作ったりは皆さんされておりますので、問題ないかと思われま。

廣渡委員 期間はいつまでですか。

議長 1年間です。

廣渡委員 一年間ですか。この土地の反対側に農地があるやないですか。ここも以前に砂取りをしましたが、現在はきれいに畑になっています。

木原委員 そうですね。そうやって砂を取っていくんですか。

廣渡委員 あその下の方は何が入ってるか分からんけれども。

議長 まあ、皆さん作ってありますけれどもやはり取らない方が畑の土のためには私はいいと思いますけれどもね。だけど上を取ってある所も野菜とかを皆さん作ってありますし、地主さんが埋め戻す時にどういう事かと自分の土地ですからやっぱり見守っていくしかない。実

際大豆狩りしてるところも、あれも全部そうしてます。

山田委員 これ埋め戻した後、土壌検査か何かするんですか。

議長 地主さんが希望されれば当然だと思います。業者が。希望されるかされないかは別として。

山田委員 私の地元ではですね、一回取った後埋め戻された後そこが赤土だったものだからちょっともらおうと思ってユンボで掘ったらですね、電器とかビニールパイプだとか発泡スチロールとか。そうなるちょっと地主さんが大変だと思ってですね。

議長 基本的には 1m50 位は造り土で絶対そういうのは入っていない。そして大体下は砂利とかそういう形のもので入ってると思う。その上に 1m50、多い所では 2m くらいは造り土を入れるようには指導があつてるとは思いますけれども。そういう家電やないけどそういうゴミが入るといふ事は今まではあつてません。石が入つてるとかそういうのはあつたかもしれませんが他はそういう家庭のごみが入るとかそういう形のは今まではあつておりません。他に何かご質問は。ないようでしたら、議案第 39 号ご承認される方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

続きまして議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは 8 ページをお開きください。議案第 40 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 3 年 3 月 9 日提出岡垣町農業委員会会長 田原一男。こちらは中間管理機構の農地売買事業を利用したもので今回売り渡しの申請が一件あがってきたものとなっています。1 月の農業委員会の際に土地所有者から機構への売り渡しを審議していただいた分につきまして今回機構から農地の買い手への売り渡し申請があがってきたものです。所有権の移転を受ける者については議案に記載の通りで、所有権を移転する土地が手野 347 番 1、地目が田、面積が 1,163 m²となっております。位置図は 9 ページに載せております。県道原海老津線からぶどうの樹方面に曲がっていく近くの場所となっております。黒線で囲った場所です。説明は以上です。

議長 はい。議案第 40 号につきまして事務局より説明を受けましたが、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、議案第 40 号につきましてご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員という事で。ありがとうございます。

続きまして議案第 41 号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは 10 ページをご覧ください。議案第 41 号 農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関

する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 3 年 3 月 9 日提出 岡垣町農業委員会会長 田原一男。こちらは中間管理機構を通した 5 月開始分の利用権の設定に関するものです。農地の出し手から機構への利用権の設定となっております。合計で 128 筆、211,465 m²が今回あがってきております。こちらのうち、ほぼ JA からの利用権の移し替えとはなっておりますが一部新規の分も入っております。11 ページ以降に対象地の一覧を載せております。以上です。

議長 議案第 41 号について何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員ということで。ありがとうございます。
続きまして議案第 42 号 農用地利用配分計画案について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは 16 ページをご覧ください。議案第 42 号 農用地利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求める。令和 3 年 3 月 9 日提出 岡垣町農業委員会会長 田原一男。こちらは先ほど議案第 41 号で審議していただきました利用権の設定に関して、今度は機構から農地の借り手への利用権の設定となっております。同じく一覧を 17 ページ以降に載せております。以上です。

議長 議案第 42 号について何かご意見・ご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 42 号についてご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員ありがとうございます。それでは続きましてその他の項に入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 農業用施設に供することの届出書

所	在	戸切 874 番地
地	目	畑
面	積	120 m ² のうち 55 m ²

2. 今後の日程について

○令和3年度全国農業委員会会長大会

・日 時 5月 25日（火）予定

・参集範囲 会長

※録画映像を Web で配信するもの

3. 次回の日程について

・日 時 4月9日（金） 9：30～

・場 所 岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第12回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
